

# 正味財産増減計算書内訳表

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業				その他事業			法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	他1	他2	小計		
	社会福祉推進事業	地域生活定着促進事業			調査研究事業	日本社会福祉士会連携事業			
一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
受取入会金	0	0	127,500	127,500	0	0	0	127,500	255,000
入会金			127,500	127,500			0	127,500	255,000
受取会費	0	0	6,443,951	6,443,951	546,337	6,495,000	7,041,337	5,897,613	19,382,901
正会員			6,413,951	6,413,951	546,337	6,495,000	7,041,337	5,867,613	19,322,901
賛助会員			15,000	15,000			0	15,000	30,000
準会員			15,000	15,000			0	15,000	30,000
事業収益	22,677,447	21,833,000	0	44,510,447	0	0	0	0	44,510,447
成年後見 権利擁護	6,833,000			6,833,000			0		6,833,000
高齢者虐待対応	747,000			747,000			0		747,000
地域密着型 外部評価	4,314,000			4,314,000			0		4,314,000
福祉サービス 第三者評価	1,402,000			1,402,000			0		1,402,000
広報啓発	32,000			32,000			0		32,000
福祉人材育成	3,136,901			3,136,901			0		3,136,901
福祉人材養成	2,697,200			2,697,200			0		2,697,200
相談支援	3,515,346			3,515,346			0		3,515,346
地域生活定着促進		21,833,000		21,833,000			0		21,833,000
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	170,651	170,651
受取利息				0			0	206	206
雑収益				0			0	170,445	170,445
経常収益計	22,677,447	21,833,000	6,571,451	51,081,898	546,337	6,495,000	7,041,337	6,195,764	64,318,999
(2) 経常費用									
事業費	28,343,099	22,184,274	583,900	51,111,273	546,340	6,495,000	7,041,340		58,152,613
給料手当	8,181,609	5,682,674		13,864,283	37,780		37,780		13,902,063
法定福利費	1,214,758	952,571		2,167,329	6,362		6,362		2,173,691
福利厚生費	577,835	321,679		899,514	1,803		1,803		901,317
退職金				0			0		0
退職給付費用				0			0		0
旅費交通費	1,902,357	2,195,348		4,097,705	96,280		96,280		4,193,985
通信運搬費	2,622,222	285,432		2,907,654	7,431		7,431		2,915,085
消耗品費	2,277,001	782,377		3,059,378	1,927		1,927		3,061,305
印刷製本費	537,807			537,807	361,709		361,709		899,516
光熱水料費	174,813	63,993		238,806	490		490		239,296
賃借料	1,336,769	915,338		2,252,107	4,400		4,400		2,256,507
保険料	52,480	68,600		121,080			0		121,080
諸謝金	7,406,606			7,406,606	23,500		23,500		7,430,106
租税公課			583,900	583,900			0		583,900
支払負担金	799,740			799,740		6,495,000	6,495,000		7,294,740
委託費	1,042,879	10,835,500		11,878,379	3,228	0	3,228		11,881,607
雑費	216,223	80,762		296,985	1,430	0	1,430		298,415

科目	公益目的事業				その他事業			法人会計	合計						
	公1	公2	共通	小計	他1	他2	小計								
	社会福祉推進事業	地域生活定着促進事業			調査研究事業	日本社会福祉士会連携事業									
管理費							1,182,183	1,182,183							
給料手当							109,156	109,156							
法定福利費							16,260	16,260							
福利厚生費							9,797	9,797							
退職金							0	0							
退職給付費用							0	0							
旅費交通費							250,848	250,848							
通信運搬費							60,252	60,252							
消耗品費							41,629	41,629							
印刷製本費							16,621	16,621							
光熱水料費							5,884	5,884							
賃借料							28,833	28,833							
租税公課							37,600	37,600							
委託費							29,809	29,809							
諸謝金							0	0							
支払寄付金							50,000	50,000							
貸倒損失							60,000	60,000							
雑費							465,494	465,494							
経常費用合計							28,343,099	22,184,274	583,900	51,111,273	546,340	6,495,000	7,041,340	1,182,183	59,334,796
当期経常増減額							△ 5,665,652	△ 351,274	5,987,551	△ 29,375	△ 3	0	△ 3	5,013,581	4,984,203

公益法人 財務三基準			適否
収支相償	マイナスとなること	△29,375 (= 51,081,898 - 51,111,273)	適
公益目的事業比率	50%以上	86.1% (= 51,111,273 ÷ 59,334,796 × 100%)	適
遊休財産額の保有制限	公益目的事業費以内	27,679,128 (51,113,266円以下)	適

1. 収支相償

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益法人認定法という） 第5条第6号

その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること

2. 公益目的事業比率

公益法人認定法 第15条

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行なわなければならない

3. 遊休財産額の保有制限

公益法人認定法 第5条第9号

その事業活動を行うにあたり、第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を超えないと見込まれるものであること

公益法人認定法 第16条

公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない

2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう